

○藤岡市重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱

昭和49年6月26日

訓令第8号

改正 昭和50年9月19日訓令第6号

昭和59年9月27日訓令第8号

平成6年3月29日訓令第7号

平成12年11月21日訓令第31号

平成17年5月9日訓令第6号

平成17年12月28日訓令第60号

平成23年12月28日訓令第33号

(目的)

第1条 この要綱は、下肢、体幹、視覚又は上肢に重度の障害を有する者及び児童(以下「障害者」という。)又は障害者と世帯を同一にする者(以下「改造者」という。)が、住宅設備を障害者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対して、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)及びこの要綱に定めるところにより補助を行い、障害者の日常生活の安定を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 次の各号のすべてに該当する者のために行う浴室、便所、玄関、台所及びその他市長が特に必要と認めた改造工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助をする。ただし、介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については補助対象としない。この場合、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、なおそれらの給付額を超える改造経費がかかる場合についてはその超過額を補助対象とすることができる。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けているもの
- (3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号により、次のいずれかに該当する者
  - ① 下肢の障害者で1、2級の者
  - ② 体幹の障害者で1、2級の者
  - ③ 下肢及び体幹の重複障害者で1、2級の者

- ④ 視覚の障害者で1級の者
  - ⑤ 上肢の障害者で1、2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者)
- (4) 市町村民税所得割額の世帯合計が16万円未満の世帯に属する者  
(補助額及び補助回数)

第3条 補助額は、補助対象となる改造経費と補助基本額600,000円とを比較して少ない方の額に6分の5を乗じて得た額以内とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、原則として1世帯につき1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、重度身体障害者(児)住宅改造費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造事業計画書(様式第2号)
- (2) 改造事業にあたる事業者の改造費見積書
- (3) その他必要な書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、重度身体障害者(児)住宅改造費補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助対象事業の変更等をしようとするときは、速やかに重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、前条の規定に準じて取り扱うものとする。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業完了の日から起算して30日以内に重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し補助

金交付額を確定し、重度身体障害者(児)住宅改造費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定した当該補助金の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 補助対象事業の中止又は廃止をするとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。  
(鬼石町の編入に伴う経過措置)
- 2 鬼石町の編入の日前に、鬼石町重度身体障害者(児)住宅改造費助成事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和50年訓令第6号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和50年8月1日から適用する。

附 則(昭和59年訓令第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(平成6年訓令第7号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年訓令第31号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成17年訓令第6号)

この訓令は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年訓令第60号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成23年訓令第33号)

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

重度身体障害者(児)住宅改造費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)藤岡市長

申請者

住 所

氏 名

障害者との続柄

電 話 番 号

印

標記の補助金について交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

障害者の状況	身体障害者 手帳の内容	種 級			年 月 日交付	
	住 所		電 話 番 号			
	氏 名	男・女	生年月日		年 月 日	
交付申請額	円					
添付書類	①住宅改造事業計画書 ②身体障害者手帳の写し ③見積書の写し ④改造前と改造後の平面図 ⑤改造前の写真					

様式第2号(第4条関係)

住 宅 改 造 事 業 計 画 書

1 障害者及び改造者の状況

(1) 障害者の状況

重度身体障害者(児)住宅改造費補助金交付申請書のとおり

(2) 改造者の状況

住 所			
氏 名		年 齢	
障害者との続柄		市町村民税所得割額の 世 帯 合 計	円

2 事業の目的及び効果

3 改造工事の概要

(1) 改造内容

(2) 改造に要する費用 円(内補助対象費用 円)

4 交付申請額

補助対象改造費 円 × 5/6 = 交付申請額 円

(注1) 交付申請額が500,000円を超えるときは、500,000円とする。

(注2) 交付申請額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。

5 施行計画

契約年月日 年 月 日  
着工年月日 年 月 日  
竣工年月日 年 月 日  
引渡年月日 年 月 日

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

様

藤岡市長

印

重度身体障害者(児)住宅改造費補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった重度身体障害者(児)住宅改造費補助金について、次のとおり交付・不交付決定したので、重度身体障害者(児)住宅改造費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付条件

- (1) 補助対象事業の変更等をしようとするときは、あらかじめ重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業変更申請書を提出し、承認を受けてください。
- (2) 補助事業完了後は、速やかに重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業実績報告書を提出してください。
- (3) 藤岡市重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱に違反する行為があった場合又は当該要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があった場合には、補助金の全額又は一部を取り消し、又は返還を命ずることがあります。

3 不交付の理由

様式第4号(第6条関係)

重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業変更申請書

年 月 日

(あて先)藤岡市長

住 所  
氏 名 印

年 月 日付で交付決定を受けた重度身体障害者(児)住宅改造費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

※申請金額に増減がある場合は、見積書を添付のこと。



様式第5号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)藤岡市長

住 所  
氏 名 印

重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業実績報告書

年 月 日付で補助金交付決定を受けた重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業が完了したので、藤岡市重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱第7条の規定に基づき関係書類を添付し報告します。

記

1	工事完了年月日	年 月 日
2	改造に要した費用	円
3	補助対象金額	円
4	3の金額 × 5/6 (500,000円を上限とする)	円
5	交付決定金額	円
6	過不足額(4-5)	円

添付書類

- (1) 住宅改造工事業者の領収書の写し
- (2) 施工状況を証する工事写真

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

様

藤岡市長

印

重度身体障害者(児)住宅改造費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出された重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業実績報告書に基づき、年 月 日付けで交付決定した補助金の額は、重度身体障害者(児)住宅改造費補助要綱第8条の規定により金 円に確定しますので、別紙請求書により請求してください。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)